

大和市監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年4月30日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 古 木 邦 明

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監 査 対 象 政策部
- 3 監査対象期間 令和5年4月～令和6年3月
- 4 監 査 年 月 日 令和6年4月30日
- 5 監 査 の 方 法 この監査は、大和市監査基準に従い、政策部（政策総務課、総合政策課、財政課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 基金管理に関する事務
 - (5) 備品管理に関する事務
 - (6) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (7) 寄附金等管理に関する事務
 - (8) 市債台帳の整理に関する事務
- 6 主 な 着 眼 点
 - ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか
- 7 監 査 結 果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。